（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　てらたまなぶこうえんかい

1 政治団体の名称　寺田学後援会

2 主たる事務所の所在地　秋田県秋田市御野場1-1-9

3 代表者の氏名　(姓) 寺田　(名) 学

4 会計責任者の氏名　(姓) 堀江　(名) 淳

事務担当者の氏名　(姓) 井川　(名) 知雄

（電話）　018-827-7515

（電話）

（電話）

秋田県選挙管理委員会 収受 -8.5.-1 S・01-A・ ・ 第 号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 寺田　(名) 学

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	(姓) 寺田　(名) 学
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	32,571,523
（前年からの繰越額）	15,437,156
（本年の収入額）	17,134,367
支　出　総　額	20,931,549
翌年への繰越額	11,639,974

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	6,219,243	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	8,500,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	14,719,243	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	14,719,243	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	自動車売却代金	2,335,400	令和7年6月2日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,335,400	
	1件10万円未満のもの	79,724	
	合　　計	2,415,124	

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1.個人	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）		職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	寺田　洋子	1,500,000	R7/2/12	秋田県秋田市	手形山中町2-37	無職	
2	寺田　学	4,719,243	R7/12/17	秋田県秋田市	御所野地蔵田5-22-13	衆議院議員	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	6,219,243					
	その他の寄附	0					
	合計	6,219,243					

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	イノ連	2,000,000	R7/5/27	東京都港区赤坂2-11-15	石渡　進介	
2	しずか後援会	3,000,000	R7/5/30	秋田県秋田市御野場1-1-9	寺田　静	国会議員関係政治団体
3	立憲民主党秋田県第１区総支部	2,000,000	R7/6/30	秋田県秋田市御野場1-1-9	寺田　学	国会議員関係政治団体
4	立憲民主党秋田県第１区総支部	1,500,000	R7/9/29	秋田県秋田市御野場1-1-9	寺田　学	国会議員関係政治団体
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	8,500,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	8,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	279,040	0	
(2) 光熱水費	14,347	0	
(3) 備品・消耗品費	13,192,163	0	
(4) 事務所費	1,125,033	0	
小計	14,610,583	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,666,016	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,154,950	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	2,149,950	0	
イ 宣伝事業費	5,000	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	1,500,000	0	
小計	6,320,966	0	
合計	20,931,549		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	14,347				
	合計	14,347				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	放送受信料	11,186	R7/1/6	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
2	電化製品代	22,000	R7/2/5	株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘2-1-8	
3	コピー料金	11,005	R7/2/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
4	自動車代	6,708,350	R7/3/11	トヨタモビリティ東京株式会社	東京都港区芝浦4-8-3	
5	コピー料金	15,233	R7/3/21	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
6	プリンター代	26,250	R7/3/30	株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘2-1-8	
7	タブレット代	254,600	R7/4/3	Apple Japan合同会社	東京都渋谷区神宮前4-2-13	
8	コピー料金	30,393	R7/4/21	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
9	自動車代	4,400,860	R7/5/19	トヨタモビリティ東京株式会社	東京都港区芝浦4-8-3	
10	コピー料金	57,961	R7/5/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
11	コピー料金	65,041	R7/6/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
12	コピー料金	46,707	R7/7/22	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
13	放送受信料	11,186	R7/7/23	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
14	コピー料金	20,477	R7/8/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
15	自動車代	1,100,000	R7/9/8	寺田　洋子	秋田県秋田市手形山中町2-37	
	この頁の小計	12,781,249				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	通信機器代	129,800	R7/10/11	Apple Japan合同会社	東京都渋谷区神南1-20-9	
17	コピー料金	61,684	R7/10/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
18	燃料代	20,840	R7/11/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
19	コピー料金	14,683	R7/11/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
20	燃料代	17,383	R7/12/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
21	コピー料金	20,491	R7/12/22	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田県秋田市川尻町大川反170-92	
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
	この頁の小計	264,881				
	その他の支出	146,033				
	合計	13,192,163				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	複合機リース代	24,816	R7/3/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	事務所賃料	123,750	R7/3/24	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
3	自動車税	30,500	R7/5/13	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
4	政治資金監査報酬	55,000	R7/5/22	吉川税理士事務所	秋田県秋田市南通築地6-34	
5	自動車保険料	48,288	R7/5/26	損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
6	自動車保険料	33,860	R7/5/26	セブンイレブン	東京都千代田区永田町2-2-1	
7	事務所賃料	123,750	R7/6/24	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
8	郵便代	303,507	R7/9/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	郵便代	12,604	R7/9/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	郵便代	58,190	R7/9/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	郵便代	11,408	R7/9/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
12	事務所賃料	123,750	R7/9/25	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
13	自動車保険料	39,732	R7/10/27	損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
14	事務所賃料	123,750	R7/12/18	株式会社禮光	秋田県秋田市御野場1-1-8	
15						
	この頁の小計	1,112,905				
	その他の支出	12,128				
	合計	1,125,033				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項　目　別　区　分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1	会議室料	15,939	R7/11/3	ANAクラウンプラザホテル秋田	秋田県秋田市中通2-6-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	15,939				
	その他の支出	4,420				
	合　計	20,359				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	飲食代	18,460	R7/8/14	一番館	東京都港区麻布十番1-8-11	
2	飲食代	11,972	R7/8/28	つきじ喜代村	東京都港区六本木6-1-24	
3	飲食代	21,736	R7/9/5	築地すし好	東京都港区麻布十番1-8-10	
4	飲食代	27,540	R7/9/11	うなぎ四代目菊川	大阪府大阪市北区梅田2-2-2	
5	飲食代	20,000	R7/10/10	鮨小じま	秋田県秋田市山王1-8-13	
6	飲食代	15,369	R7/10/22	旬房	東京都港区六本木6-10-3	
7	飲食代	11,000	R7/11/3	THE PIG & THE LADY	東京都渋谷区恵比寿南1-4-15	
8	飲食代	16,394	R7/11/14	旬房	東京都港区六本木6-10-3	
9	飲食代	10,560	R7/11/18	黒長堂	東京都港区六本木6-10-1	
10	飲食代	14,000	R7/12/6	藤の家	秋田県秋田市大町1-1-7	
11	飲食代	24,610	R7/12/12	キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	191,641				
	その他の支出	16,480				
	合計	208,121				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	航空券代	49,560	R7/1/10	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
2	航空券代	49,560	R7/1/10	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
3	航空券代	49,560	R7/1/24	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
4	航空券代	49,560	R7/1/24	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
5	宿泊代	22,041	R7/2/5	フェアフィールド・バイ・マリオット大阪難波	大阪府大阪市浪速区元町2-3-25	
6	航空券代	42,420	R7/2/16	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
7	航空券代	49,560	R7/2/21	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
8	宿泊代	25,200	R7/3/10	株式会社一休	東京都千代田区紀尾井町1-3	
9	航空券代	48,250	R7/3/10	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
10	航空券代	21,870	R7/3/22	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
11	航空券代	51,820	R7/3/28	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
12	航空券代	52,080	R7/4/25	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
13	航空券代	36,140	R7/4/25	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
14	航空券代	52,080	R7/5/7	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
15	航空券代	57,030	R7/5/23	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
	この頁の小計	656,731				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		１．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	航空券代	52,080	R7/5/23	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
17	航空券代	52,080	R7/5/28	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
18	航空券代	26,040	R7/5/28	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
19	航空券代	26,040	R7/5/28	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
20	航空券代	52,080	R7/6/11	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
21	航空券代	48,800	R7/6/11	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
22	航空券代	34,750	R7/7/6	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
23	航空券代	30,990	R7/7/17	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
24	航空券代	97,700	R7/8/6	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
25	航空券代	135,020	R7/8/6	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
26	航空券代	42,960	R7/8/27	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
27	航空券代	53,150	R7/8/29	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
28	航空券代	77,580	R7/9/8	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
29	通行料	10,770	R7/10/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
30	航空券代	742,990	R7/10/10	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
	この頁の小計	1,483,030				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
31	航空券代	59,420	R7/10/31	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
32	通行料	11,100	R7/11/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
33	通行料	19,340	R7/12/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
34	宿泊代	24,600	R7/12/14	株式会社共立メンテナンス	東京都千代田区外神田2-18-8	
35	レンタカー代	11,000	R7/12/14	セレクトレンタカー	沖縄県那覇市奥武山町26-24	
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
	この頁の小計	125,460				
	その他の支出	128,315				
	合計	2,393,536				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	30,000	R7/1/27	東京一燈照隅の会	東京都練馬区田柄5-15-5	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	30,000				
	その他の支出	14,000				
	合計	44,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					制作費・印刷費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	広報紙制作費	1,222,980	R7/8/27	株式会社SeeVisions	秋田県秋田市南通亀の町4-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,222,980				
	その他の支出	0				
	合計	1,222,980				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					配布費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	広報紙配布費	926,970	R7/8/27	株式会社SeeVisions	秋田県秋田市南通亀の町4-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	926,970				
	その他の支出	0				
	合計	926,970				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項　目　別　区　分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	5,000				
	合　計	5,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	1,500,000	R7/9/29	立憲民主党秋田県第１区総支部	秋田県秋田市御野場1-1-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の支出	0				
	合計	1,500,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	自動車	11,109,210	R7/5/19	1台
2	自動車	1,100,000	R7/9/8	1台
3	自動車	1,500,000	R7/9/29	1台
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　4月　30日

政治団体の名称　寺田学後援会

会計責任者の氏名　堀江　　淳

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年４月２２日

寺田学後援会
代表　寺田学殿

登録政治資金監査人　吉川裕太
登録番号　第３５７５号
研修終了年月日　平成２２年4月16日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、寺田学後援会　代表　寺田学　の令和７年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、寺田学後援会　代表　寺田学の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寺田学後援会 代表 寺田学と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、寺田学後援会 代表 寺田学と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上